

預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）

平成14年 6月27日

岡山県信用組合

金融整理管財人

田 野 壽

藤 川 宏 紀

1. はじめに

当組合は、平成13年12月7日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「組合の財産をもって債務を完済することができない」旨の申し出を行い、同日付で、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、平成13年12月7日に選任されてから直ちに、預金保険法第80条に基づいて、当組合が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯・原因等につき調査を開始し、平成14年2月4日、報告書を提出致しました。

なお、本件調査作業につきましては、旧経営陣、すなわち理事もしくは監事又はこれらのものであった者に対する民事上や刑事上の責任を明確にすることが重要な職務の一つとされていることから（預金保険法第83条）、金融整理管財人の下に弁護士2名・公認会計士1名で構成する経営責任説明委員会を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議・情報交換を通じ、法的責任追及のための慎重な調査・検討を継続して行ってまいりましたので、今日までの状況について、上記報告書の補遺として、本報告書を提出するものです。

2. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

(1) 調査の概要

経営責任説明委員会は、その運営要領において、調査の対象とする範囲を概ね次の通りとすることにいたしました。

- ①総与信1億円以上でⅢ・Ⅳ分類の合計額が3千万円以上の融資先。
- ②過去10年間に累計3千万円以上の償却・引当をした融資先。
- ③役員（親族・関連会社を含む）に対する融資。
- ④平成11年度以降の有価証券取引の全件（国債・政府保証債および非公開株式を除く）。
- ⑤資産の処分。
- ⑥1件1百万円以上の経費支出行為（契約等に基づく定例的な支出は除く）
- ⑦決算・配当その他。

経営責任説明委員会では、調査事項の全般について、現職および退任理事等から事情説明を受けるとともに、組合に保管されていた各種資料を調査し、上記①～③については、対象債務者を抽出の上、対象債務者毎に稟議書、添付書類および不動産担保記入帳等を検討し、問題点等については担当職員から事情聴取を行いました。

また、④については、組合の資料により全体の取引概要を把握するとともに、問題点を検討しました。⑤～⑥については、該当事項の内容を確認する方法で調査

を行い、⑦については、決算内容の点検を行うとともに、不良資産の償却・引当の状況、未収利息の計上状況等について慎重に調査・検討を行いました。

(2) 刑事責任追求について

金融整理管財人は、経営責任解明委員会での調査のほかに、預金保険機構の協力を得て、当組合における旧経営陣の金融犯罪該当行為等の有無について明らかにするべく、多額の不良資産が発生した原因となった大口貸出先への融資案件及び有価証券の運用等について、協議・検討を行ってきましたが、現在までに当組合の旧経営陣に対し、具体的な金融犯罪に該当する行為があったとして刑事告訴等、訴追請求を行うべき事案を発見するには至っておりません。

(3) 民事責任追求について

経営責任解明委員会が調査対象とした範囲の中には、通常の金融機関の理事としては、善管注意義務に違反していると予見される事案があります。

上記①～③の中には、

- ・ 役員の指示による地区外（迂回）融資で、借り手との癒着・不適切な関係が疑われるものがある。
- ・ 役員や組合職員と借り手との関係が疑われるものがある。
- ・ 融資審査での実態把握不十分・保全不足等、合理性に疑問があるものがある。
- ・ 明確な名義貸しのものがある。
- ・ 破綻した債務者の元金及び延滞利息の回収のために新たに融資したもの及び正常化させるために肩代わりの融資をしたものがある。

④の中には、

- ・ 組合員勘定を越える不良資産を抱え、且つ、株式取引の危険性を認識しながら、運用基準・ロスカットルール等を設けることもなく、組合員勘定を大幅に上回る取引を継続し、巨額の評価損を発生させている。

⑤～⑥の中には、特に指摘すべき事項はない。

⑦の中には、

- ・ 貸出金の引当・償却が会計法規に従うことなく、各決算期の利益状況を考慮して、無規則に引当・償却がなされており、適正な処理をしていない。
- ・ 未収利息の計上が適時・適切に実施されておらず、また、資産性の認められないものが計上されている。

その結果、少なくとも、平成10年3月期と平成11年3月期は、配当可能利益が認められません。

以上のように、問題が発見されたものの、明らかに権限規程に違反したものは見られず、また、具体的な損害の発生に対する予見可能性の存否と言った問題となる

と、金融整理管財人らが把握している事実関係からでは、直ちに損害賠償に結びつくような個別・具体的法令違反との認定に至っていないことから、引き続いて、一般的な善管注意義務違反を理由とした損害賠償請求の可能性を検討する必要があります。これについては、現在預金保険機構の協力を受け、また、株式会社整理回収機構と相談しながら検討しているものの、現時点での調査結果からは結論を出すまでには至っておりません。

3. 今後の対応について

今後も、事業譲渡日以降、株式会社整理回収機構においても引き続き責任追及が図られるよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を株式会社整理回収機構に譲渡します。